

# 「健康と食についてのアンケート」の結果を報告します



今年度は「第4次牧之原市健康増進計画及び食育推進計画、第2次のち支える牧之原市自殺対策計画」の策定の年です。計画策定の基礎資料として「健康と食についてのアンケート」を実施しました。ご協力ありがとうございました。調査結果の一部をお知らせします。

問い合わせ 健康推進課 野澤園子 ☎0024

「令和5年度 牧之原市『健康と食についてのアンケート』調査結果は、市ホームページからご覧いただけます。



## — アンケートの概要 —

調査対象：就学前児童の保護者（600人）、  
中学校2年生生徒（352人）、  
18～64歳の市民（1,400人）  
※合計 2,352人  
調査方法：無作為抽出による郵送配布・回収、  
インターネットから回答  
調査期間：令和5年10月24日～11月15日  
有効回答数：1,171件  
(郵送：442件  
インターネット：729件)

## 食生活・食育について

**朝**食を毎日食べる割合が、前回調査（平成30年度）よりも、小学生では6.4%、中学生は10.9%、成人（20～64歳）の市民は3.7%減少しました。



### 朝食を毎日食べる人の割合

|            | 平成30年度 | 令和5年度 |
|------------|--------|-------|
| 幼児         | 98.6%  | 98.7% |
| 小学生        | 90.8%  | 84.4% |
| 中学生        | 92.2%  | 81.3% |
| 成人(20～64歳) | 83.9%  | 80.2% |

\*前回調査と比較するため、成人は20～64歳としています。

朝食を食べる習慣は、子どもの学力・学習習慣や体力、生活リズムに関係しています。一日の始まりの大事なスイッチにもなりますので、朝食を食べて一日を健やかに過ごしましょう。

## たばこについて

**喫**煙率が、前回調査（平成30年度）よりも全体が2.1%、男性が2.6%増加しています。静岡県の令和4年度調査では、全体16.4%、男性25.9%、女性7.6%だったため、県の喫煙率より高い結果でした。

### 喫煙率

|    | 平成30年度 | 令和5年度 |
|----|--------|-------|
| 全体 | 17.6%  | 19.7% |
| 男性 | 30.4%  | 33.0% |
| 女性 | 8.7%   | 7.8%  |

### 毎日受動喫煙の機会を有する者の割合

|     | 平成30年度 | 令和5年度 |
|-----|--------|-------|
| 家庭内 | 22.8%  | 23.9% |
| 職場  | 31.2%  | 27.6% |
| 飲食店 | 34.8%  | 17.2% |

新型たばこ（電子たばこ、加燃式たばこ）にも有害物質が含まれています。望まない受動喫煙をなくしましょう

**飲**食店での受動喫煙の機会は、前回調査（平成30年度）よりも14.6%減少していますが、家庭内は1.1%増加しました。

わが国では、受動喫煙により肺がんや虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群になり、年間1万5千人の人が亡くなっています。（出典：厚生労働省 e-ヘルスネット）



「第1次男女共同参画推進計画」を策定しました

# 誰もが誇りを持って自分らしく生きられるジェンダー平等のまち

問い合わせ 地域振興課 植田容子 ☎0053

市民意識調査などの結果から、市の課題は、職場や家庭、地域におけるジェンダー（※1）平等の意識改革と、誰もが安心安全に生き生きと働き、生活していくための必要な支援を行う仕組みをつくることといえます。

市では、こうした課題を解決し、男女共同参画社会やジェンダー平等の実現のため、令和6年度から令和10年度まで5年間の計画を策定しました。

4つの基本理念と10の基本方針に基づく施策を推進し、職場、家庭、地域などあらゆる場面において、誰もが誇りを持って、自分らしく主体的に生きていけるまちを目指し、取り組みを進めていきます。

ジェンダー平等の実現には意識改革が重要となります。市民の皆さんにとって、この計画が家庭や職場などでジェンダー平等を考えるきっかけになれば幸いです。



▲「国際女性デー」の象徴「ミモザ」

◆計画期間 令和6年度から令和10年度まで（5年間）

### ◆計画概要

- (1)目指す姿 「誰もが誇りを持って自分らしく生きられる ジェンダー平等のまち」
- (2)基本理念・基本方針

|   | 基本理念                                  | 基本方針  |
|---|---------------------------------------|---|
| 1 | ジェンダー平等の実現に向けた意識の改革と教育の推進             | 【1】 固定的性別役割分担意識からの脱却<br>【2】 学校におけるジェンダー平等教育・学習の充実<br>【3】 ジェンダー平等に関する人権尊重・性の多様性理解の促進                 |
| 2 | 誰もが安心安全に暮らせる社会の実現【DV防止基本計画】           | 【4】 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備<br>【5】 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶<br>【6】 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（※2・3）の視点に立った健康支援および権利の保障 |
| 3 | 職場・家庭・地域における固定的性別役割分担からの脱却【女性活躍推進計画】  | 【7】 ジェンダー平等の視点に立ったワーク・ライフ・バランスの実現<br>【8】 地域・家庭・職場の連携によるジェンダー平等の推進                                   |
| 4 | 政策・方針決定過程の場やあらゆる職域への女性の参画拡大【女性活躍推進計画】 | 【9】 職場の管理職・政治等の分野における女性の登用促進<br>【10】 地域活動におけるジェンダー平等の推進   |

### ◆用語解説

- ※1 ジェンダー  
…社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）のこと。生物学的性別（セックス）と区別される。
- ※2 リプロダクティブ・ヘルス  
…性や子どもを産むことについて、身体的や精神的、社会的に本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。
- ※3 リプロダクティブ・ライツ  
…自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のこと。

計画書などは、市ホームページからご覧いただけます。

